

矢島の改正民法要点講義（2020年合格目標）

・はじめに～改正民法の効率の良い学習方法

この講座は、改正前の民法の学習経験者が、効率よく改正民法のポイントを理解できるようすることを目的としています。

改正法の中には、大きく3つに分けると、①改正前の判例法理や解釈論がそのまま明文化されたものと、②改正前の下での法解釈とは異なる新しいルールが設けられ実質的にルールを変更したものと、③改正前にはなかった制度を新設したものとがあります。改正前の民法の学習経験者は、特に、②の点をしっかりとおさえておかないと、改正前後の民法を誤認混同してしまうおそれがあります。

そこで、この講座では、9時間という短い時間の中で、改正前民法の学習経験者が今後受験対策をしていく上で、改正前後の民法を誤認混同しないようにするために、上記②の点を中心に解説していきます。その際、改正前と後の法の規律がどのようにになっているのかを確認して、改正法により規律の変更の内容を明確に理解と記憶できるようにしていきます。この講義の復習で、講義中にこのテキストで紹介した改正法の条文だけを読んでその内容を思い出せるようになれば、改正法が身に付いた証拠になります。この講義では、そのようなことができるようになることを究極の目的としていきます。

・講義の進行方法

9時間という限られた講義時間の中で改正民法の細かいところを含めて全範囲を網羅的にみしていくは、改正民法のポイントを正確に理解して、今後の受験対策に役立てることはできません。そこで、この講義では、改正前の民法の学習経験者にとって学習の優先順位が高いものから順番に解説をしていきます。ただし、体系の大枠に従った学習をする方が理解をしやすいと考え、講義では、改正民法を第1編（総則）、第2編（債権）、第3編（相続）の3つの編に区分した上で、各編において、限られた講義の中では是非ともおさえておきたい事項を重要度が高いものから順番に解説をしていきます。

なお、この講義で取り扱わなかった改正法の条文も含めて、改正法の条文を一通り見ておきたいという受験生のために新旧対照表を別冊にして配布することにしました。講義の終了後に適宜使用してもらえればと思います。

平成31年（2019年）4月23日

LEC専任講師 矢島純一

・この講義を受講し終えた後の民法の学習方法～今後の受験対策

今回の講座で取り扱ったものを含めて、民法全体を体系的に学習したいという受験生は、**2020年度合格目標の矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座、矢島のスピードチェック講座**の受講を検討してみてください。こちらの講義は、2020年度の試験で出題される法令を前提に、試験で出題される可能性がある重要基本事項を体系的に全範囲の解説をしていきます。

~~~~~

## ・記憶する事項 重要ランク

論文試験で規範（要件）や法律効果などとして答案に書くことがある事項のうち、内容を**理解**して答案に書けるように**記憶**しておかなければならぬ知識を重要度の高いものから順番に「●」、「◆」、「▲」と記号を付しました。

## ・理解する事項 重要ランク

論文試験でこれをそのまま答案に書くことはあまりないけれど、より深い答案を作成するために内容を**理解**しておくことが必要な知識を重要度の高いものから順番に「○」、「◇」、「△」と記号を付しました。

・条文の略記：I=1項 ①=1号 本=本文 但=ただし書 前=前段 後=後段

・短答の問題番号の略記： H23-4=平成23年度司法試験第4問 プレ=プレ試験 (R=令和)  
予 H25-7=平成25年度予備試験第7問 サン=サンプル問題

注：上記の記号は、「矢島の速修インプット講座」で使用する「矢島の体系整理テキスト」と同じです。

## 第5章 弁済の提供と受領遅滞

~~~~~  
*改正前の条文

(弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。

(受領遅滞)

第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。

~~~~~

#### \*改正後の条文

##### (弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる。

##### (受領遅滞)

第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

##### (履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由)

第四百十三条の二

##### [1項 掲載略]

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

~~~~~

1 弁済の提供の効果と債権者の受領遅滞の効果の整理

(1) 弁済の提供の効果

→債務者が債務を履行しようとしたのに債権者の都合で債務の履行を完了できない場合は債務者が履行遅滞責任などの債務不履行責任を負うのは妥当ではない。そこで、債務者は、弁済そのものを完了しなくても、弁済の提供の時から、「債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる」ことによって生ずべき責任を免れる」ことができる（492）。○

・**弁済の提供の効果** ~履行遅滞による債務不履行責任の免責 ●

弁済の提供の効果として、債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れることになる（492・履行遅滞による債務不履行責任の免責）。**その結果**、債務者は、履行遅滞の債務不履行を理由とする損害賠償請求（415）や契約解除（541、542 I（④参照））をされなくなる。

注：法改正前は、債権者の受領遅滞は債務者の弁済の提供の裏返しのものであり（受領遅滞の法的性質につき法定責任説）、受領遅滞と弁済の提供は同様の効果が生じると理解されていた。具体的には、①債務不履行責任（履行遅滞責任）を免れる（改正前492参照）、②債権者の同時履行の抗弁権を奪う、③債務者は、目的物の保管につき善管注意義務（400）を負っている場合、その注意義務が軽減され、自己の財産に対する同一の注意をもってその物を保管すれば足りる、④危険負担が債権者（買主）に移転する、⑤増加費用（例：保管料）が生じた場合は債権者の負担となる（485但書参照・なお485条自体は改正なし）との効果が生じると解されていた。

しかし、改正法の下では、**条文上、受領遅滞の効果と弁済の提供の効果を整理して規定された**。具体的には、**弁済の提供の効果**としては、履行遅滞による債務不履行責任から免れるという効果のみを認められ（492）、**受領遅滞の効果**として、①注意義務の軽減（413 I）、②増加費用の債権者負担（413 II）、③受領遅滞中の当事者双方の帰責事由によらない履行不能の危険の債権者負担（413の2 II、536 II）の効果が認められる。

なお、債権者の同時履行の抗弁権の奪うという効果は、従来からの解釈論により受領遅滞の効果として認めていいけばよい（中舎・債権法・335、336頁参照）。また、改正法の下では、受領遅滞の効果として、弁済供託権も発生する（494 I）。

(2) 受領遅滞の効果

→受領遅滞とは、債務の履行につき受領その他債権者の協力を必要とするときに、債務者が債務の本旨に従った弁済の提供（弁済の提供）をしたにもかかわらず、債権者が債務の履行の受領を拒絶し（受領拒絶）、又は、受領できないときに（受領不能）、受領遅滞によって生じる不利益や負担を債権者が引き受けなければならないとする制度である（413、413の2II）○

関連問題：司法論文H30設問1

・弁済の提供と受領遅滞の関係 ○

債務の履行に債権者の受領を必要とする場合において、債務者は、弁済の提供をするとその効果として、そのとき以降の履行遅滞による債務不履行責任を免れる（492）。他方で、民法は、弁済の提供があったのに債権者が受領しなかった点を捉えて、受領遅滞の効果として、次のような効果が発生することを規定する。

・受領遅滞の効果（明文にあるもの） ①～③は「●」 ④は「▲」

- ① 債務の目的が特定物の引渡しであるときは（種類物が特定した後の引渡しを含む）、債務者は、本来は善管注意義務（400）を負うが、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる（413I・注意義務の軽減）。
- ② 履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする（413II・増加費用の債権者負担）。
- ③ 履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる（413の2II）。その結果、さら次の効果が生じる。
 - [③-1] 債権者は、反対債務の履行を拒絶できない（536II・債権者の危険負担）。
 - [③-2] 債権者は、履行不能を理由に契約解除ができない（543・解除の制限）。
- ④ 債務者の弁済供託権が発生する（494I①②）。

・受領遅滞の効果（明文がないもの） ●

債権者の同時履行の抗弁権を奪う（公平の観点）。

注：受領遅滞の法的性質が法定責任なのか債務不履行責任なのかという議論は法改正後も残っている。後者によれば、損害賠償請求、契約解除もできることになる。

目次

序編 民法改正の理由	3
第1編 総則	4
第1章 意思能力	4
第2章 公序良俗	6
第3章 心裡留保	8
第4章 錯誤	11
第5章 詐欺	19
第6章 意思表示の効力発生時期・意思表示の受領能力	23
第7章 代理	26
第8章 取消しと無効	48
第9章 時効	51
第2編 債権	66
第1章 特定物を目的とする債権の効果	66
第2章 債務不履行に基づく損害賠償請求権	69
第3章 債務不履行に基づく契約の解除	78
第4章 危険負担	85
第5章 弁済の提供と受領遅滞	90
第6章 売買の効力	95
第7章 債権者代位権	108
第8章 詐害行為取消権	114
第9章 債権法の分野のその他の主な改正点	132
1 法定利率	133
2 連帶債権	133
3 連帶債務	133
4 保証	134
5 債権譲渡	134
6 債務引受	134
7 相殺	135
8 契約の成立	136
9 契約上の地位の移転	136

1 0 定型約款	136
1 1 贈与	137
1 2 消費貸借	137
1 3 使用貸借	137
1 4 貸貸借	138
1 5 請負	138
第3編 相続	140
第1章 配偶者居住権・配偶者短期居住権	141
第2章 夫婦間の居住用不動産の持戻し免除の意思表示の推定	148
第3章 遺留分制度の見直し	150
第4章 相続の効力等の見直し	152
おまけ編① 親族法	154
おまけ編② 親族法	155